

2023年9月15日

関係者各位

群青 P 作曲事務所  
代表 若泉 樹生

## 適格請求書等保存方式の登録について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
皆様からは平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の実施が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、本来であれば弊所としてはインボイスの登録を受けたいところではございましたが現状、経営状態が非常に困難な状況にあるため、情勢にもよりますが、数年先か見通しが立ちましたら登録をさせて頂く所存です。

つきましては弊所は慎重に検討させていただいた結果  
私自身非常に残念ですが、2023年10月1日開始のインボイスへの登録は見送らせていただき  
免税事業者のままとなります。

価格表及び請求書等には、消費税の請求はなく本体価格のみとなります。

この度、お取引先様である貴社におかれましては  
特に経理・事務の面では大変ご不便とお手数をお掛けすることになるかと存じますが、何卒よろしく  
お願いいたします。

尚、今後適格請求書発行事業者の見通しが立った際は、「適格請求書発行事業者登録番号」のご通知  
と併せて改めてご連絡をさせていただきます。

お忙しいところ、最後までお読みいただきありがとうございました。  
今後ともご厚誼を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具